

つっかいぼう通信 第80号

編集／特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良 103号

TEL058-215-7374 Fax 058-296-5343

e-mail tsukkaibo@ip.mirai.ne.jp

<http://tsukkaibo.com>

発行／2016年10月26日

第5回ふれあいまつりが開催されました

10月8日(土)、ビー・カンパニーにて‘第5回ビー・カンパニーふれあいまつり’が開催されました。

今年のふれあいまつりも、関係者や地域の方々に多数ご来場いただき、揃いのTシャツを着たビー・カンパニーで働く仲間たちが、笑顔で皆様をお出迎えました。会場にはオルタ食堂特製のお弁当や授産製品を販売する模擬店のテントが並び、車椅子の体験コーナーでは元気いっぱいに車椅子の操作にチャレンジする子どもたちの姿を見かけました。また、マリンバ&ピアノデュオ AMANA のお二人をお迎えし、素晴らしい演奏でイベントを楽しく盛り上げていただきました。



「岐阜県障害者差別禁止条例（岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例）」への取り組み

岐阜県が条例の策定する事を知り障害福祉課に聞くが、議員提案によるもので、県には内容についての何の情報もない事を聞く。

平成 15 年 11 月 23 日（月・祝）

つかいぼう主催で、崔栄繁さん（D P I 日本会議事務局員）差別禁止条例についての学習会を行う。

平成 28 年 1 月 8 日～2 月 7 日まで

パブリックコメントが実施され、条例の内容を知る。

2 月 2 日（火）

岐阜県障害福祉課と面談、条例の問題点を指摘する。

3 月 24 日（木）

県庁記者クラブ 記者発表

つかいぼうより、学習会参加者等にパブリックコメントに対し、意見を寄せていただくよう呼びかける。意見者数は 30 名、意見件数 173 件（同一意見を除いたもの 113 件）

岐阜県の差別禁止条例 議員提案による条例が 28 年第 1 回定例会で可決され、4 月 1 日に施行。

岐阜市の条例については今年度中に策定予定と聞く。

つかいぼうより提出したパブリックコメントです。

ご意見：

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（案）」が、さらによりよいものとなるよう、次の通り提案をさせていただきます。条例の制定にあたり、これらの提案が内容に反映されますことを切に願っております。

1. 条例全体を通して、障害のある人とない人との「交流」という言葉が多く使われていますが、そもそも障害のある人とない人が社会や学校で隔てられているから交流が必要なのであり、それよりも誰もが共生できる環境であることが、差別を解消していくためには大切なのではないのでしょうか。「交流」となっている箇所を、「共生」あるいは「共に生きる」

という表現に置き換えてください。差別解消法の目的は「共生社会の実現」です。

2.前文において、この条例が国連の障害者権利条約を踏まえて作られるものであることを明記してください。

3.前文において、「障害を乗り越える」と記載がありますが、障害は自助努力によって乗り越える事が可能なものではなく合理的配慮で解消するものではないのでしょうか。

また、「清流大会」が何かをより明確にするため、前文における記述を、以下のように変更してください。

条例案： さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに…

変更後： さらに、ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに…

4.差別とは何かが不明確です。条例の中で障害を理由とする差別や社会的障壁について定義し、明確にしてください。

●この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう社における事物、制度慣行観念その他一切のものをいう（基本法2条、解消法2条）

●この条例において「障害を理由とする差別」は、

①障害を理由とした不当な差別的取扱いを行うことであり、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること（基本方針を引用）

②社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮を行わないこと（基本法第4条から）

5.事業所とは何を指すのかが不明確です。第二条（定義）において、事業所についても説明をしてください。

6.第五条（障害者関係団体の役割）が規定されていますが、それら関係団体とのつながりが希薄な人の意見が反映される方策を規定してください。

7.第八条（事業者の役割）において、障害者の理解と就労の促進が規定されていますが、更にサービスの提供にあたり差別的な対応をしないことと、合理的配慮に努めることを規定してください。

8.第十一条（啓発等）の2および第十二条（教育の充実）において、手話に対する理解と普及の促進が規定されていますが、点字についても同様の取り組みを促進することを規定してください。

9.相談・紛争解決体制については、障害者差別解消法で規定されてはいるものの、県としての姿勢や体制をより明確なものとするため、紛争解決のための機関と体制を説明し、解決手段として斡旋、公表、知事の勧告を条例において規定してください。

10.成果と問題点を整理の上、障害当事者の意見を踏まえ、3年後の見直しをすることを規定してください。

- 意見に対する考え方は県のホームページ [岐阜県議会](#) > [協議の場等・政策条例](#) > [政策条例\(議員発案\)一覧](#) > [障害者差別解消](#)からご覧になれます。ぜひご覧ください。

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

目次

前文

第一章総則(第一条—第八条)

第二章障害を理由とする差別の禁止(第九条)

第三章共生社会実現施策(第十条—第十五条)

附則

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人をつなぎ、地域の絆(きずな)を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づ

くりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会(以下「共生社会」という。)の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。

3この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有す

る個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

三 全ての障害のある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策(以下「共生社会実現施策」という。)を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者関係団体の役割)

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体を実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

(市町村及び障害者関係団体との連携等)

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策

を講ずるものとする。

3県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第二章障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第三章共生社会実現施策

(県民会議)

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

2県は、市町村その他の関係機関、ろう者(手話を言語として日常生活又は社会生活を営む

者をいう。以下同じ。)、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(教育の充実)

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進を図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障がい者差別に関する相談、紛争解決の体制

県には、平成28年4月1日より、障がい者差別に関する相談、紛争解決の体制として、「障がい者差別解消地域相談員」、「障がい者差別解消支援センター」、「障がい者差別解消調整委員会」が設置されました。

岐阜県障がい者差別解消支援センター

中立的、専門的な立場から、障がい者差別に関する相談や紛争に対応するため、専門相談員を配置した「岐阜県障がい者差別解消支援センター」を設置しています。

連絡先 TEL 058-215-9747 月～金 8:30～17:15
 ファックス 058-277-7217
 メール info@gifu-kaisho.jp

岐阜県の差別禁止条例は私たちのパブリックコメントからもわかるように、期待とはかけ離れた内容ではありますが、差別解消法、その基となる障害者権利条約が目指すものは、障害の有無にかかわらず人としての権利は平等であり、差別なく共に暮らしていける社会の実現です。

差別をなくすためのいくつかの機関や体制も作られました。有効に活用し差別をなくしていきましょう。

グループホーム建設について

長年検討課題として挙がっていた「グループホーム」の建設が、先の理理事会で「建設を前提に検討をする」所まで上がってきました。

福祉の職員がどこも集まらない事、経営的に苦しい事業であると言われていた事が反対の根拠となっていますが、現在どういうホームが作りたいのか、どの程度の赤字を生み続けて行くのか等慎重に検討しながら、仲間と地域で生き続ける事を楽しみに心の灯を消さないように頑張っています。

来年度の施設整備費の補助金を申請予定ですが、申請が通った年が建設の年となります。通る事をみんなで念じてください。まだ申請には至りませんが…。

グループホーム建設検討を
進めるにあたり…

担当さん
から一言
です!

担当さんが
決まりました。

「私は津田聖文(つだきよふみ)と言います。現在ヘルパーをしています。2年ほど前に、ビーカンの服部さんに誘っていただいたことから、働くご縁を頂きました。前職は、僧侶兼某NPO法人の事務局長をしていました。旅行、読書、独唱、山で走る事、人から優しくされることが好きです。インド、ネパール、北朝鮮、ロシア(国後島、サハリン、)韓国(釜山)などの渡航歴有り。少しでも報恩感謝出来ればという思いで取り組みますので、どうぞ宜しくお願いします。」

みんなでやろまいバーベキュー2016

8月28日、心配していた天候も問題なく、約60人が集まりバーベキューを楽しみました。直前に会場の変更が有りバタバタしましたが、伊木の森には展望台があり、ほぼ全員が移動し眼下に犬山城や木曾川を眺める事が出来、少し心が広くなった感じがしました。参加者は毎年ほぼ変わらずで、悩むところですが、お盆で一年ぶりに親戚に会うような安らかさと言うか懐かしさも捨てがたいです。また1年頑張りましょう。

編集後記

またしても、一年ぶりの発行になってしまい申し訳ありません。

11月に「障害者の65歳問題」の学習会を企画しています。年齢や疾病により、障害福祉サービスから介護保険のサービスに切り替わってしまいますが、自己負担が発生したり、これまで使っていたサービスが使えなくなり、様々な問題が起きてきます。総合福祉法の見直しで若干の改善もみられますが、もっと真剣に取り組んでいく必要があると思います。ぜひ、ご参加ください。吉田